

パブリックコメントで寄せられた意見と市の対応（案）一覧

令和4年11月8日
第7回総合計画審議会
参考資料4

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
1	企画政策部	企画政策課	基本構想	土地利用構想	24	<ul style="list-style-type: none"> ・24P 都市拠点とゲートウェイの考え方が記述してありますが地域拠点と生活拠点に関する記述がありません。記述が必要と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点と生活拠点を含む各拠点についての基本的な整備の考え方は、23ページに記載のとおりです。 ・その上で、都市拠点とゲートウェイについては、それぞれの機能や特性に応じて、整備の考え方が異なることから、24ページに特記しているものです。
2	企画政策部	企画政策課	基本計画	成果指標全般	—	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての成果指標に共通して、累積数なのか単年度の数値なのかの表示が必要です。（表示してある数値もありますので、企画課の指導不足です。）また、基本的に指標の根拠を示す必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の数値は原則として単年度で表示し、それ以外のは付記して表示するよう修正します。
3	企画政策部	企画政策課	基本計画	成果指標全般	—	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標全般に関して、目標値が総じて現状値を見据えた数値、計画の評価を意識した目標値になっておりバックカスティングの考えになっていません。バックカスティングを考慮した目標値にする必要があります。 	<p>【成果指標の見直しに係る共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標は、最終的なありたい姿の実現に向け、バックカスティング（未来志向）の考え方に基づき、現状値やこれまでの推移等も参照しながら、計画期間内に到達すべき状態を示しています。 ・ご意見を踏まえ、ありたい姿に到達していく状態を目標値に適切に反映するべく、改めて全般的に数値等の設定の考え方を整理する中で、一部の項目や数値について見直すこととします。
4	健康子育て部 教育委員会	健康づくり推進課 国保年金課 学校教育課	基本計画	1-1-1	32	<ul style="list-style-type: none"> ・32P 成果指標4点とも現状値からの目標値になっておりバックカスティングの考えになっていません。参考として新潟県や全国の指標を掲載する必要があります。そうでないと指標の位置づけがわかりにくいです。 	<p>【成果指標の見直しに係る共通事項】 のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自殺死亡率」については、国の自殺総合大綱に準じた数値まで改善することを目標としており、現行のままとします。 ・「肥満傾向にある児童生徒（小学5年生）の割合」及び「血液検査の脂質検査の結果の有症者率（中学生）」については、全国的に悪化傾向にあることに加え、当市の小学4年生以下においても悪化がみられる中、一定の水準に抑制することを目標としているものであり、現行のとおりとします。 ・なお、新潟県や全国の数値については、目標数値の設定に当たって、適宜参考としていますが、紙面のスペース等を勘案し、掲載しないこととしています。
5	健康子育て部	国保年金課	基本計画	1-1-1	33	<ul style="list-style-type: none"> ・33P (1) 健康づくり・・・、について、現状で健診未受検に関して記述がありますので、健診率向上について記述する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率の向上に向けた取組として、施策の柱「1-1-1- (1) 健康づくり活動の推進」において、健康診査、人間ドック等を受診しやすい環境づくりに取り組むことを記載しています。 ・なお、受診率向上に向けた具体的な取組は、個別計画に記載することとしています。
6	健康子育て部	健康づくり推進課	基本計画	1-1-1	33	<ul style="list-style-type: none"> ・33P (3) 公衆衛生・・・、について、正しい知識の普及がすべての基本となりますので正しい知識の普及に関する記述が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施策の柱のみならず、計画全ての取組を進めていく上で、市民等に向けた普及啓発に取り組むことは不可欠であると考えています。 ・ご意見の内容については、33ページの施策の柱「1-1-1- (3) 公衆衛生環境の向上」において、普及啓発を含めて、注意喚起に取り組むこととして記載しています。

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
7	福祉部	地域医療推進室	基本計画	1-1-2	34	<p>現状の欄に、「医師の確保は困難」「医師不足」「看護職員の人手不足」という記述がある。</p> <p>ありたい姿の欄に「医療人材を確保しつつ」という記述がある。しかし、成果指標では「上越地域医療センター病院の常勤医師数」が現状値14人（R4.4）であるがR8中間目標値やR12目標値ではいずれも10人となり、現状値より少ない医師数となっている。そのほかの成果指標でも、現状維持となっている。現状維持や、現状値よりも低い値を目標にしているのは、医療人材は確保できないと思う。</p> <p>このような成果指標で、ありたい姿になるのか。成果指標の値を再検討してほしい。</p> <p>該当ページ・該当箇所：34ページ・ありたい姿、現状、成果指標</p>	<p>【成果指標の見直しに係る共通事項】のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上越地域医療センター病院の常勤医師数」については、上越地域医療センター病院の安定運営や同病院と市立診療所とのネットワーク化の推進が図られている状態を表わす目標となるよう、同病院（一財）上越市地域医療機構）から市立診療所への応援医師を含めた「上越地域医療センター病院（一財）上越市地域医療機構）の常勤医師数（市立診療所等を含む）」に変更し、医師数の増を目標とします。 ・「人口10万人当たりの看護職員数」については、今後の医療需要等を見込み、必要となる人員体制を維持することを目標としています。 ・「人口10万人当たりの医師数」については、当初市内の医療提供体制を示す指標として検討していましたが、医師の総数確保は国全体の問題であり、都道府県単位で取り組んでいる実情にあることから、市の取組における成果指標としてなじまないと判断し、削除することとします。
8	福祉部	高齢者支援課	基本計画	1-2-1	36	<p>成果指標の中の「介護サービス事業所に従事する介護職員数（常勤）」が（集計中）や（調整中）となっている。</p> <p>パブリックコメントで、成果指標の値に対する意見がある場合、（集計中）や（調整中）では意見を出すことができない。（集計中）は、およその値でも出すことはできないのか。（調整中）ではなく、少なくとも現状値よりもどう変化させたいか等、明記してほしい。</p> <p>該当ページ・該当箇所：36ページ・成果指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標のうち（集計中）又は（調整中）と表記しているものを含めた理由は現状値や目標値の算出に時間を要するため、パブリックコメントの段階で具体的な指標を提示できない状況にあった中で、少なくとも項目自体の設定が適切か否か意見を求めたいと考えたことによるものです。 ・なお、当該指標は、介護保険サービスの提供体制を示すものとして、現状値や目標値の検討を行っていましたが、介護職員は、国が定める人員基準に基づき社会福祉法人や民間事業所が雇用していることや、介護保険サービス事業所等の開設・廃止により大きく影響を受けることから、成果指標としてなじまないと判断し、削除することとします。
9	福祉部	すこやかなくらし包括支援センター	基本計画	1-2-1	37	<ul style="list-style-type: none"> ・37P（3）最適な高齢者福祉・・・について、認知症サポーターを養成するとしていますがサポーターとは名ばかりで単に認知症の知識を付与しているだけです。サポーターというからには認知症の知識の普及や患者の見守り等の活動をしていただく取り組みが必要ですが、そのような仕組みにはなっていませんのでサポーターの活動に関して記述してください。他の自治体では国の方針に加えて独自にサポーターの皆さんに活躍してもらっています。上越市はこの点に関して極めて後ろ向きです。 認知症の知識の普及はサポーターのみならずすべての市民に必要なことですので、すべての市民に対する正しい知識の普及に関して記述してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を見守る「応援者」であり、自分のできる範囲で活動することを基本としています。 ・本計画では個別の具体的な取組まで記載していませんが、引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、市民に向けた普及啓発に取り組むほか、認知症の人や家族を支援する環境を整えていくため、地域において活動する認知症サポーターを対象に、ステップアップ講座等を開催していくこととしています。 ・本計画においては、市民一人一人に向けた普及啓発の取組について、施策の推進に当たり、特に注力すべきものについて記載することとしているため、当該施策においては、記載を割愛しています。
10	福祉部	福祉課 すこやかなくらし包括支援センター	基本計画	1-2-3	40 41	<p>ありたい姿では、「自分や家族で悩みを抱え込まず、身近に相談や助けを求められる環境が整い」という記述がある。</p> <p>施策の柱では、「相談窓口を設置」という記述がある。</p> <p>この記述から、相談がなければ、いくつもの課題を抱え込んでいる人を救っていくことができないように感じた。</p> <p>悩みを抱え込んでいる人は、なかなか相談に行きづらい部分があると思う。</p> <p>相談に行けていない方の複合的な課題を解決するためには、他の施策の柱が必要だと思う。</p> <p>施策の柱にある「訪問による相談」は、具体的に訪問に行く基準はあるのか。</p> <p>複合的な課題を抱える世帯が、どうしようもない、どこにも助けを求められない状況があってはいけないと考える。</p> <p>8ページの「暮らしやすいまち」に向けての部分で「誰一人取り残されることなく」という記述がある。本当に「誰一人取り残されることなく」必要な方へ支援ができるような施策にしてほしい。</p> <p>該当ページ・該当箇所：40、41ページ・ありたい姿、施策の柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問による相談については、明確な基準がない中で、地域包括支援センターによる「実態把握」のための訪問を実施し、助けを求められない人を把握できるよう努めているほか、来所が困難な高齢者や障害のある人に対し、訪問等による相談を行っています。 ・ご意見のとおり、誰一人取り残されることなく、自分らしい暮らしができるよう、窓口を設置するだけでなく、地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組んでいきます。

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
11	福祉部	福祉課 すこやかなくらし 包括支援センター	基本計画	1-2-3	41	・41P（1）で、民生委員との連携の記述が必要です。	・重層的な支援体制の整備に当たっては、具体的な記載は割愛しておりますが、市民のほか、民生委員・児童委員や町内会長、福祉事業所等との連携が必要であり、そのことを「地域住民と関係機関と連携しながら」と記載しております。
12	防災危機管理部	市民安全課	基本計画	2-1-1	42	成果指標で「原子力災害時の避難行動の認知度」があるが、現状値が95.9%（R3）となっていてとても高い割合となっている。それならば、原子力災害時に避難行動ができるかの認知だけでなく行動に移せることを目指す指標にしても良いかと思う。（例えば、原子力災害時の避難訓練を実施し「原子力災害時の避難訓練への参加者数」を指標にするなど。） また、市職員が減少する中でも大規模災害に対応できる危機管理能力の向上が分かるような成果指標が必要だと思う。（例えば、「研修・訓練後に、大規模災害への対応が以前より自信をもってできると答えた市職員の人数」など。） 成果指標で市民に対する項目が多いので、市民だけでなく行政側も災害に強い組織づくりに繋がる成果指標があると良いと思う。 該当ページ・該当箇所：42ページ・成果指標	・成果指標は、全体として「取組の結果どうなったのか」という観点による設定に努めています。 ・災害時の避難行動については、繰り返し訓練を行うことにより正しい知識が身に着くものであることから、訓練回数ではなく認知度を用いることとしています。なお、原子力災害においては、訓練や知識の普及・啓発活動を継続し、UPZ内の避難行動の基本である「まずは屋内退避」の認知度の向上に努めていくことが肝要と考えています。 ・市職員の危機管理能力の向上に関しては、各種訓練や研修などへの参加や日々の防災業務を通じた研鑽を行うことで、実際の対応力を高めていくことに主眼を置いており、数値目標の設定はなじまないことから、指標の追加は行わないこととします。
13	企画政策部	企画政策課	基本計画	2-1-1	42	・42P 2-2-1 大規模災害への・・・となっていますが、説明ではあらゆる災害・・・としてありますので、大規模という表現ではなく「災害への対応力・・・」としてください。	・大規模災害だけではなく、あらゆる災害への対応が求められていることから、ご意見のとおり、施策名称を「災害への対応力の強化」へ修正します。
14	防災危機管理部	市民安全課	基本計画	2-1-1	42	・42P 指標に避難行動の認知度がありますが、どの範囲の人を対象にした認知度なのかを記述してください。基本的には原子力災害の範囲が30キロ圏内と決めつけることはできないので、市民全体の認知度を指標にする必要があります。	・当該指標は、UPZ内の住民を対象とした数値であることから、項目名を「UPZ内における原子力災害時の避難行動の認知度」に修正します。 ・UPZとは国が策定した原子力災害対策指針において、原子力施設からおおむね半径30kmを目安に、原子力災害の影響が及ぶ可能性があり、重点的に対策を講じる区域として定めているものであることから、当該区域内での避難行動の認知度を高めていくことを目指し、成果指標として設定しています。

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
15	総務管理部 防災危機管理部	人事課 市民安全課 危機管理課	基本計画	2-1-1	42 43	<p>現状では、「市職員の減少」「人材と体制の確保に取り組む必要がある」という記述がある。 施策の柱（１）危機管理能力の向上で「研修・訓練を継続して行う」「新たな技術を活用」という記述がある。 市職員の減少が今後も続くのであれば、大規模災害への対応力の強化が難しいと感じた。 市職員だけでなく、市民や地域が一体となって災害に対応できるようにする必要があると思うが、研修・訓練を継続して行ったり、新たな技術を活用したりすることで、市職員が減少する中でも大規模災害に対応できると思えない。 市職員の減少をカバーできるような施策になっていないように感じる。 安心安全、快適で開かれたまちを目指す上で、市職員の減少を食い止められないのか。 該当ページ・該当箇所：４２ページ・現状、４３ページ・施策の柱（１）危機管理能力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化の進行に加え、激甚化・頻発化する自然災害、地球温暖化による異常気象の発生、新型コロナウイルス感染症の蔓延、国際紛争による世界・国内・地域経済への影響など不確実・不透明な状況に直面し、将来予測が困難な時代となる中、今後のまちづくりにおいて、「Resilience(レジリエンス)」といわれる、災害をはじめとする危機や脅威、想定外の事態に対しても、「しなやかに適応・対応できる力」、「力強く反発する力」を高めていく必要があると考えています。 ・とりわけ災害時においては、自助・共助・公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にとどめることが、早期の復旧・復興につながるものと考えています。 ・これらのことを踏まえ、基本目標に掲げる「安心安全、快適で開かれたまち」を目指すために、ソフト・ハードの両側面から災害への対応力の強化に取り組んでいくことを、施策「2-1-1大規模災害への対応力の強化」、施策「2-1-2災害に強い都市構造の構築」、施策「2-1-3地域防災力の維持・向上」において、その取り組みの方向性を記述しています。 ・なお、今後、人口減少が見込まれる中で、市職員の減少による必要な人員体制の確保が困難となることも予想されることから、当初記載したのですが、誤解が生じる表記であるため、一部修正します。
16	防災危機管理部	市民安全課 危機管理課	基本計画	2-1-1	43	<ul style="list-style-type: none"> ・４３P（２）にハザードマップの記述がありますが、単に更新するだけでなく広く知ってもらうことが肝要ですので、これを活用して市民説明会を開く等啓発について記述してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ハザードマップについて、国・県の新たな調査結果に基づき更新する際には、対策が必要な地域を対象に市民への説明会やワークショップを開催することとしているほか、様々な媒体により市民一人一人が確認できるよう取組を進めていくこととしています。 ・なお、各種ハザードマップの活用については、施策「2-1-3地域防災力の維持・向上」において記載しています。
17	防災危機管理部	危機管理課	基本計画	2-1-1	43	<ul style="list-style-type: none"> ・４３P（２）国・県の新たな調査結果に基づき・・・とありますが、地域の情報も加味する必要がありますので、「国・県の新たな調査結果に基づく他、地域の情報を把握して各種ハザードマップ・・・」としてください。また、地震に関するハザードマップはあるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップは、国や県が行った調査により公表された浸水想定などを地図に示しているほか、市の指定避難所をはじめ、必要に応じて地域の情報も加えて作成しています。本文では、更新が必要になるタイミングとして、国や県の新たな調査結果を挙げたものであることから、追加は行いません。 ・なお、地震のハザードマップは、法律の定めはなく作成しておりませんが、地震のハザード（東縁断層、西縁断層による被害の危険性）と避難所のマップを記載した「防災ガイドマップ」を平成26年に全戸に配布しています。
18	防災危機管理部	市民安全課 危機管理課	基本計画	2-1-1	43	<ul style="list-style-type: none"> ・４３P（２）で、自然災害に関して記述していますが、恐ろしいのは複合災害ですので、これに対する備えと記述が必要です。特に大雪や洪水の時の地震は危険です。危機管理の考えが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、東日本大震災の教訓や過去の災害経験等を踏まえ、研修や訓練を通じて危機管理能力の向上や各種ハザードマップの作成・普及啓発などに取り組んでいます。また、近年では、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」に基づく訓練を実施するなど、コロナ禍における避難所の開設・運営に備えた取組も進めています。 ・今後も、自然災害をはじめ、あらゆる災害（複合災害含む）等に対し適切に対応していくため、「2-1-2災害に強い都市構造の構築」、「2-1-3地域防災力の維持・向上」の施策において、ソフト・ハードの両側面から対応力の強化や災害に強い都市構造の構築、地域防災力の維持・向上に取り組むことを記載しています。

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
19	防災危機管理部	市民安全課 危機管理課	基本計画	2-1-1	43	<p>(1) 危機管理能力の向上 (43ページ) (2) 自然災害への対応力の強化 (43ページ) (1行目) ・自然災害による被害の未然防止・軽減を図るため、国の新たな調査結果に基づき・県の新たな調査結果を参考に、上越市（高田平野）独自の地震・津波・洪水のハザードマップを更新し、市民及び様々な媒体により確認出来る状態にします。</p> <p>●基づき⇒参考に変える。（添付資料①：別紙：新潟県地震被害想定調査）の調査結果は、県全体を考えた結果である。それを参考にして上越市第7次総合計画の基本理念に有りますように「上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現」に沿って考える。 また、（添付資料②：地震調査研究推進本部長期評価結果一覧ランキング）の資料は、新潟県も基づいて作っているの、上越市も（添付資料②：地震調査研究推進本部長期評価結果一覧ランキング）には基づいて行わなければならないと考えます。 （添付資料②：地震調査研究推進本部長期評価結果一覧ランキング）に基づいて上越市は行わなければならないが、（添付資料①：別紙：新潟県地震被害想定調査）の調査結果は参考にするだけとする。</p> <p>【理由】 県の意向も必要ですが、この高田平野に住む185,490万人の上越市民の立場に立って最も危険性・発生率の高い高田平野部東縁断層（全国ワーストランキングの12位）（添付資料②：地震調査研究推進本部長期評価結果一覧ランキング）を一番に考えた計画を国の調査結果に沿ってハザードマップを作り市民に知らせる。 今の上越市市民安全課の対応は、県の指導・助言に従って行う（添付資料③：移動市長室市民安全課高田平野東縁断層回答）と言っている。県は県民全体を考えて行っている事です。その為に県の言っている事は理解できます。 ですが「上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現」と上越市は言っている。この実現に沿った計画を上越市民から見た目線で、最も危険性・発生率の高い高田平野部東縁断層の対応に取り組んで頂きたい。 また、一般には発表されていない、高田平野部東縁断層の資料は県から上越市に送られている（添付資料④：新潟県防災課防災企画課より●●へのメール。）と、私の所（NPO法人日本防災用品技術研究協会）に県からメールでお知らせをいただいています。私はその内容を確認出来ません。是非、県から送られた資料の「地震被害想定システム」でハザードマップ作りをしていただきたい。</p>	<p>・各法令（水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法）において、津波、洪水、土砂災害の各ハザードマップは、国、県の被害調査結果に基づき、市町村が作成することが定められていることから、原文のとおりとします。 ・なお、地震のハザードマップは、法律の定めはなく作成していませんが、地震のハザード（東縁断層、西縁断層による被害の危険性）と避難所のマップを記載した「防災ガイドマップ」を平成26年に全戸に配布しています。 ・また、今後、令和3年度の県の調査結果等に基づき、記載する想定地震断層を検討の上、当該マップを作成し、市民へ周知することとしています。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
20	防災危機管理部	危機管理課	基本計画	2-1-1	43	<p>（2）自然災害への対応力の強化（43ページ） （3行目） ・地震断層帯を考慮して避難所の再編を考えて、町内会や施設管理者と連携し、避難所の開設・運営体制を維持・強化するとともに、（以下同じ）・・・・・・・・・・。</p> <p>●地震断層帯を考慮して避難所の再編を考えて、を付け加える。現状の避難所は、断層帯の直下・近くに有る所が有る。</p> <p>【理由】 板倉・三和・頸城地域を見ると高田平野部東縁断層の直下又は近くに避難所がある所が有る。地震災害発生地の近くと見られる避難所へ避難できない事が想定される。その為に地域の公共施設（学校・体育館）や町内会館等を細かく調査して、きめ細かな避難所設定が必要です。また、それらの避難所への耐震診断・耐震補強工事なども合わせて考える。</p>	<p>・市が指定する指定避難所は、建物が耐震構造であることを条件として選定しており、地震断層帯を考慮して避難所を再編することまでは考えていないことから、原文のとおりとします。 ・なお、地震発生時の指定避難所開設の際には、まず初めに施設の安全確認をすることとしています。</p>
21	防災危機管理部 福祉部	市民安全課 危機管理課 高齢者支援課	基本計画	2-1-1	43	<p>（2）自然災害への対応力の強化（43ページ） （6行目） ・災害時において特に配慮を必要とする高齢者や障害のある人が、個別避難計画の水害・津波・土砂・地震災害に基づき福祉避難所へ確実に避難することができるよう、災害に対する知識の向上や避難支援者の確保に取り組みます。</p> <p>●の水害・津波・土砂・地震災害を付け加える。</p> <p>【理由】 上越市の避難行動要援護者同意者名簿（添付資料⑧：避難行動要支援同意者名簿）の記載欄には、水害（浸水）・津波（浸水）・土砂災害は有り、・避難行動要援護者の自宅周辺のハザードマップの情報を記載しています。・避難支援者の選定や個別避難計画の作成などで、支援者の優先度を判断する際に参考としてください。と書かれています。 ですが、地震災害が有りません。また、地震のハザードマップが無い為に上越市の避難行動要援護者同意者名簿にこの欄が有りません。この欄を作ることで避難行動要援護者にとって良い避難行動が行っていただけのもので有る。その為に、地震災害を付け加えて、地震のハザードマップ作製を行う。</p>	<p>・個別避難計画は、地震を含む様々な災害や感染症の蔓延など、あらゆる事態を想定して必要な対応を記載するものであることから、特定の災害を限定して記載することは考えていません。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
22	都市整備部	建築住宅課	基本計画	2-1-2	44	<p>・成果指標の中で、特定空き家等の件数（累計）において、年々増加している数値となっておりますが、その数値を見ても、努力した成果が分かりません。そこで、成果指標に令和3年度の空き家件数：2913件をベンチマークとして、利活用等で空き家の件数を少ない数値に変更してはどうでしょうか。その数値は、行政と町内会で協議し、決めることにしてはどうでしょうか。令和5年度（2023年）に、中間目標及びR12年目標値を、各区単位で行政と町内会が協働して決定してはどうでしょうか。町内会も参加していっしょに決めれば、当事者意識を持ち、責任感を持ち、本気で活動し、結果として少なくなるのではないのでしょうか。上越市全体を巻き込んだ活動になり、住民が住民自治の本質を理解し、空き家削減に大きく貢献するのではないのでしょうか。町内会の住民に対面方式で説明してはどうでしょうか。行政の本気度を示すためにも。</p> <p><削減方法></p> <p>・空き家の利活用に関する支援制度を周知することも削減の手段としては効果があるかと思いますが、空き家バンク制度を行政自らの業務として、町内会と協働して進めて行くことが大切なのではないのでしょうか。特定空き家となり、雪害等で人命にも影響するような問題ですので、空き家バンク制度を受託するのではなく、行政自らが行うことが大切かと思えます。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、成果を分かりやすくするため、項目を「特定空き家等の増減件数」に変更し、目標数値についても見直しを行います。</p> <p>・また、町内会とは、普段から空き家の調査や対策の検討などについて、適宜、情報交換を行っており、空き家の削減方法に対するご提案については、今後の取組の参考とします。</p>
23	企画政策部 都市整備部 ガス水道局	企画政策課 道路課 河川海岸砂防課 建築住宅課 下水道建設課 ガス水道局（施設整備課）	基本計画	2-1-2	44	<p>2-1-2 災害に強い都市構造の構（44ページ） ▷ 目標（44ページ） （1行目） ・大地震の発生に伴う大規模な被災時においても、・・・・（以下同じ）・・・・。</p> <p>●大地震の発生に伴う大規模な を付け加える。</p> <p>【理由】 ▷現状に・大地震の発生に伴う大規模な災害が予想されているほか、と記載されている。また、（2行目）には、地すべり・洪水対策と記されているが、この項目には災害と記されているだけで目的の地震が記載されていない。その為にこの行には、大地震の発生に伴う大規模なを付け加える。</p>	<p>・大規模な地震をはじめ、あらゆる災害時において重要なライフラインを確保することを目標とするものであるため、特定の災害を限定して記載することは考えていません。</p>
24	企画政策部 都市整備部 ガス水道局	企画政策課 道路課 河川海岸砂防課 建築住宅課 下水道建設課 ガス水道局（施設整備課）	基本計画	2-1-2	45	<p>▷施策の柱（45ページ） （1）地震に強い都市構造の構築 （1行目） ・大規模な地震の発生時においても被害を最小限にとどめ、最も重要な病院や指定避難所等の機能を確保するとともに、迅速に復旧ができるよう、社会インフラの学校・市施設・町内会館等の耐震化を着実に進めます。</p> <p>●最も重要な病院や指定避難所等の機能を確保する。具体的に病院・指定避難所等と明記されている。また、社会インフラと明記されているが具体的に明記されていないので、学校・市施設・町内会館等を付け加える。</p> <p>【理由】 指定避難等と書かれているが具体的に施設が限定されていないので具体的に学校・市施設・町内会館等明記する。</p>	<p>・ご意見のとおり、地震に強い都市構造の構築に向け、学校・市施設・町内会館をはじめ、橋梁、上下水道施設等の様々な社会インフラの耐震化に取り組むことが重要と考えていますので、それらを限定列挙するのではなく、「社会インフラ」と記載しています。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
25	都市整備部	建築住宅課	基本計画	2-1-2	45	<p>(3) 災害に強い住環境の構築（45ページ） （1行目） ・地震による住居・町内の会館など公共性の高い建築物の災害を軽減するため、耐診断の実施などの取組を推進し、耐震性が不足する建物の解消にとりくみます。</p> <p>●町内の会館など公共性の高い建築物の・住宅⇒建物を追加する。</p> <p>【理由】 現状で書かれている。現状では、住宅の所有者の高齢化・地震に対する防災意識が高まらず・耐震補強工事が十分に進んでいない。この様な現状で地震などの災害が発生した時に学校などの避難所よりも身近な町内会館の耐震化を行いシニア・身体・目の不自由な方々避難所とする事が望ましい。</p>	<p>・当該施策の柱では、災害に強い「住環境」の構築に向け、市民の財産である住宅に関する取組の方向性を記載しており、ご意見の町内会館をはじめとする公共性の高い建築物に関する記載は適さないことから、原文のとおりとします。</p> <p>・なお、市が指定する指定避難所においては、建物が耐震構造であることを条件として選定しており、安全性を確保しているほか、町内会館の耐震補強工事等については、町内会の要望に応じ、地域のコミュニティづくりに資する町内会集会所の整備を図るための補助制度（町内会集会所整備等補助事業）のご利用を案内しているところです。</p>
26	防災危機管理部	市民安全課 危機管理課	基本計画	2-1-2	45	<p>(3) 災害に強い住環境の構築（45ページ） （この行に新たに追加） （7行目）（新たに追加する行） ・地震ハザードマップを作製し上越市民に地震の発生危険度を周知する事に取り組み地震災害の低減に取り組みます。</p> <p>●地震ハザードマップを作製し上越市民に地震の発生危険度を周知する事に取り組みます。を追加。</p> <p>【理由】 地震の発生危険度説明用のハザードマップが無い。</p>	<p>・地震のハザードマップは、法律による定めはないものの、「防災ガイドブック・避難所マップ」に地震のハザード（東縁断層、西縁断層による被害の危険性）と避難所のマップを記載し、平成26年に全戸に配布しています。</p> <p>・また、今後、令和3年度の県の調査結果等に基づき、記載する想定地震断層を検討の上、当該マップを作成し、市民へ周知することとしています。</p> <p>・なお、上記の取組については、46、47ページ施策「2-1-3地域防災力の維持・向上」において記載しています。</p>
27	都市整備部	河川海岸砂防課	基本計画	2-1-2	45	<p>・45P（2）県と連携を図り・・・、としていますが、地域や町内会の協力なくしてはできないことですので、「県及び地域、町内会と連携を図り・・・」としてください。</p>	<p>・地すべり防止区域の巡視活動は、現在、町内会、地域の巡視員に取り組んでいただいておりますが、今後も連携を図り、体制を整える必要があることから、ご意見を踏まえ、「豪雨や融雪等による地すべり等の土砂災害の兆候を早期発見するため、県及び地域、町内会と連携を図り、地すべり防止区域の巡視活動に取り組めます。」に修正します。</p>
28	企画政策部 防災危機管理部 福祉部 自治・市民環境部	企画政策課 市民安全課 福祉課 高齢者支援課 共生まちづくり課	基本計画	2-1-3 3-2-1 3-2-3	46 47 70 71 74 75	<p>意見テーマ：地域防災力と連携したきめ細やかな支援ができる社会福祉環境の仕組みづくりについて</p> <p>現状の課題として、中山間地域や平場の小さな集落では、少子高齢化、人口減少が顕著なことから、集落自体の維持に苦慮しており、自主防災組織の形成もできず、町内会役員の成り手不足となっている。また、防災士、民生委員は複数の集落が活動範囲であり、精神的、肉体的な負担も大きく、関係する町内会役員との相互連携が肝要と考えます。</p> <p>上記の現状認識の上で、安全、安心な生活環境づくりのひとつとして、町内会長、防災士、民生委員が顔の見える連携と自治運営における、小さな集落と近隣の集落との相互協力関係を集落維持の方策として必要と考えます。</p> <p>また、自主防災組織制度の効果を発揮できるよう災害時や緊急避難時の高齢者誘導対策や支援が必要とする人へのきめ細やかな支援ができるルールづくりなど総合的な見地からご検討いただきたい。</p>	<p>・安全、安心な生活環境づくりには、地域の多様な主体の参画、連携・協働を促進していく必要があると考えています。それらの取組は本計画の前期基本計画において、108ページに記載しているとおり、横断的かつ重点化を図り、取組を進めていくこととし、重点テーマ「地域活力の創造（コミュニティ）」として設定しています。</p> <p>・また、災害時や緊急避難時の高齢者誘導対策や支援が必要とする人へのきめ細やかな支援については、施策の柱「2-1-1(2)自然災害への対応力の強化」、施策の柱「2-1-3(2)自主防災活動の推進」に記載しています。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
29	防災危機管理部	市民安全課 危機管理課	基本計画	2-1-3	47	<p>・47P (1) 防災意識について、指標に市民アンケートの防災意識の意識率やハザードマップの認知率を加えてください。</p>	<p>・成果指標の設定に当たっては、「取組の結果どうなったのか」という成果を表す指標を優先的に採用することとしています。しかし、適切な成果指標がとれない場合は、「何をしたか」という活動量を表す指標のほか、全国の自治体等と比較ができるものや、数値の把握に過大な作業がないものなどを検討し、設定しています。</p> <p>・ご意見いただいた項目は現時点で調査等を行っておらず、数値が把握できないこと、また、現在設定している成果指標がより適切であると考えことから、追加しないこととします。</p>
30	防災危機管理部	市民安全課	基本計画	2-1-3	46	<p>2-1-3 地域防災力の維持・向上（46ページ） ▷ 目標（46ページ） （2行目） ・町内会における防災台帳の更新や上越市からソフト面の避難方法及びハード面の避難設備・道具の援助などを利用して、地位においてハザードマップを活用した訓練等・・・（以下同じ）・・・。</p> <p>●上越市からソフト面の避難方法及びハード面の避難設備・道具の援助などを利用して、を追加する。 【理由】 町内会は、高齢者が多いので老老介護ならぬ老老避難が強いられている。民生委員などからソフト面での具体的な避難方法（例題・ひな形）などが無いので困っている。また、ハード面での避難設備・道具の上越市からの紹介や（お金）など援助が無いので、避難方法の設定が思うように進まない。</p>	<p>・各施策における目標は、8年間の取組を進めることにより、達成を目指す具体的な状態を簡潔に記載しているものであり、ご意見をいただいた具体的な手法にまで踏み込んだ記載はしないこととしています。</p> <p>・なお、自主防災組織を対象とした資機材の補助については、上越市自主防災組織等活動育成事業において支援してきましたが、市内の自主防災組織の資機材の整備が概ね整ったことから、令和元年度をもって本事業は廃止しています。</p>
31	防災危機管理部	市民安全課	基本計画	2-1-3	46	<p>▷ 目標（46ページ） （4行目） ・防災士を継続して養成する。また、外部防災団体と協力し災害地への支援を行う事によりその防災経験を豊かになる事で、市内の全地域自治区において支部が結成され、上越市防災士会と同支部による活動が活発に行われています。</p> <p>●また、外部防災団体と協力し災害地への支援を行う事によりその防災経験を豊かになる事で、を追加する。 【理由】 防災士会は、上越市内だけを考えてはいけい。災害は世界・全国地域に発生している。これらを経験して、上越市の防災対策に生かす様に努力する必要がある。「井の中の蛙大海を知らず」では上越市の防災対策が世の中から取り残された古いものになり、いざ災害が発生した時に役に立たなく恐れがある。せっかく市のお金を使うので有るならば有意義な使い方を考える。</p>	<p>・上越市防災士会は市内の防災士資格を有する方々で組織する任意の団体であり、活動内容は当該団体の中で意思決定されるものであると考えます。</p> <p>・また、総合計画においては、まちづくりを進める大局的な視点から、各施策の方向性を示すものであることから、個別具体の記載はしないこととし、原文のとおりとします。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
32	防災危機管理部	市民安全課 危機管理課	基本計画	2-1-3	47	<p>▷ 施策の柱（47ページ） （1）防災意識の向上（47ページ） （3行目） ・災害への備えとして、地震ハザードマップ・チラシ等を作成し町内会へ配布・・・（以下同じ）</p> <p>●地震ハザードマップを文中に入れる。</p> <p>【理由】 目標でハザードマップの活用とされています。現状は、水害・津波のハザードマップはありますが、地震ハザードマップは有りません。その為に地震ハザードマップの追加をする。</p>	<p>・地震のハザードマップは、法律による定めはないものの、「防災ガイドブック・避難所マップ」に地震のハザード（東縁断層、西縁断層による被害の危険性）と避難所のマップを記載し、平成26年に全戸に配布しています。 ・また、今後、令和3年度の県の調査結果等に基づき、記載する想定地震断層を検討の上、当該マップを作成し、市民へ周知することとしています。 ・ご意見の取組については、47ページ施策の柱「2-1-3（1）防災意識の向上」において記載している取組の方向性と一致していることから、原文のとおりとします。</p>
33	防災危機管理部	市民安全課	基本計画	2-1-3	47	<p>（2）自主防災活動の推進（47ページ） （6行目） ・地域防災力の維持・向上を図るため、地域の防災リーダーとなる防災士の養成・育成に取り組む。そして、上越市防災士会は外部防災団体と協力し災害地への支援を行う。また、若い世代や女性の資格取得を推進し、上越市防災士会と同支部の活動の活性化を図ります。</p> <p>●上越市防災士会は外部防災団体と協力し災害地への支援を行う。また、を追加する。</p> <p>【理由】 ・上越防災士会は、防災士養成及び市内の育成のみ行っていて、外部の防災組織との協力関係を行っていない。そして、上越市防災士会は、外部に対しての災害地への協力や派遣を行わないと言っています。災害は何時どこで起こるか分かりません。常に外部の防災機関との交流を持ち協力し合う事により、地域の維持・向上をはかる経験を多く積む事が出来る。この上越に災害が発生した時に外部より協力をして頂ける仕組みを作る事が必要です。ギブアンドテイク（お互い様）の精神・協力が必要と思います。 ・中川市長が言っていますように大規模災害が危惧される太平洋側の地域に災害が発生した時に、その人々の受け入れを考える為にも今から準備の為に、他の都府県・他団体との交流を深める必要が有る。 ・市民安全課は、上越防災士会は市の外部団体で独自の活動を行う機関と言っているが、7次計画書の各所に名前が出来ている事は、上越市の防災には無くてはならない機関です。その為にその計画・定義を市の計画と共に進める必要がある。</p>	<p>・上越市防災士会は市内の防災士資格を有する方々で組織する任意の団体であり、活動内容は当該団体の中で意思決定されるものであると考えます。 ・また、総合計画においては、まちづくりを進める大局的な視点から、各施策の方向性を示すものであることから、個別具体の記載はしないこととし、原文のとおりとします。</p>
34	防災危機管理部	市民安全課	基本計画	2-1-3	47	<p>・47P（2）防災士の養成について記述しています。自主防災組織と防災士の連携は必要不可欠ですが連携が十分ではありませんのでより分かりやすく強調して記述してください。また、防災士とは、防災アドバイザーとは、の説明が必要です。</p>	<p>・防災士と自主防災組織が連携した活動については、自主防災組織の訓練の計画・立案や防災活動への参加のほか、災害時における避難所の開設や運営、地域の被災者支援などが挙げられますが、それらについては防災士養成講座において、履修いただいています。 ・自主防災組織における防災士の役割は、組織ごとに異なるため、具体的な記載は割愛することとしますが、自主防災活動に防災士が関わることにより地域防災力の向上が図られることから、自主防災組織に防災士と連携した活動を行うよう働きかけを行っていきます。 ・難解な用語については、計画書の巻末に作成する用語解説において説明します。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
35	企画政策部 防災危機管理部	企画政策課 危機管理課	基本計画	2-2-1	48	<p>2-2-1 消防体制の準備 ▷ありがたい姿（48ページ） （1行目） 大規模災害に備えた常備消防と消防団との連携強化と、・・・・・・・・（以下同じ）</p> <p>●大規模災害に備えたを付け加える</p> <p>【理由】2-1-1に大規模災害への対応力の強化と書かれている。「②安心安全、快適で開かれたまち」内の文章意味・目的・目標を同じに統一する必要があります。また、このページの現状にも大規模災害と書かれている。</p>	<p>・基本目標に掲げる「安心安全、快適で開かれたまち」を目指すため、施策「2-1-1大規模災害への対応力の強化」、施策「2-1-2災害に強い都市構造の構築」、施策「2-1-3地域防災力の維持・向上」において、ソフト・ハードの両側面から災害への対応力の強化に取り組んでいく取組の方向性を記載しています。</p> <p>・なお、捜索活動や防火啓発など、大規模災害以外の場面において常備消防と消防団の連携は必要であることを踏まえ、当該施策において、「大規模災害」は追記せず、原文のとおりとします。</p>
36	防災危機管理部	市民安全課 危機管理課	基本計画	2-2-1	48	<p>▷目標（48ページ） （4行目） ・各種消防訓練を通じて、消防団員と自主防災組織（町内会・企業）の技術向上と士気高揚が図られているほか、消防法第25条第2項（応急消火の協力義務者）として、消防法第36条の3第1項の規定から、消防団員等の公務災害補償を周知して、消防団と自主防災組織、常備消防等との連携が強化され、万一の災害への備えができています。</p> <p>●（町内会・企業）・消防法第25条第2項（応急消火の協力義務者）として、消防法第36条の3第1項の規定から、消防団員等の公務災害補償を周知して、を付け加える。</p> <p>【理由】 大規模災害の地震などが発生した時には、警戒レベルが一気に警戒レベル5・緊急安全確保になります。その時に道路の破損・人員が集まらないなどから常備消防と消防団などは、多発する災害地に出動する事が出来るでしょうか。その様な時の為に災害現場に近い所に組織されている自主防災組織（町内会・企業）の活躍が必要になります。その為に消防法を周知して、住民全ての人々からの協力を要請できるようにする。 糸魚川市消防の見解を添付します。（添付資料⑤：●●から糸魚川市消防本部への質問メール）（添付資料⑥：糸魚川市消防本部からの回答メール） また、先進的な考えの糸魚川市と後進的な考えの上越市の違いを見くらべる為に、（添付資料⑦：移動市長室危機管理課消火栓の回答）を添付します。</p>	<p>・各施策における目標は、8年間の取組を進めることにより、達成を目指す具体的な状態を簡潔に記載しているものであり、ご意見をいただいた具体的な手法にまで踏み込んだ記載はしないこととしています。</p> <p>・なお、ご意見いただいた取組については、消防団と自主防災組織、常備消防等との連携推進に寄与するものとは考えにくいことから、原文のとおりとします。</p>
37	企画政策部 防災危機管理部	企画政策課 危機管理課	基本計画	2-2-1	49	<p>▷施策の柱（49ページ） （1行目） （1）大規模災害に備えた常備消防体制の整備</p> <p>●大規模災害に備えたを付け加える</p> <p>【理由】2-1-1に大規模災害への対応力の強化と書かれている。「②安心安全、快適で開かれたまち」内の文章意味・目的・目標を同じに統一する必要があります。また、このページの現状にも大規模災害と書かれている。</p>	<p>・常備消防は、防火啓発や防火指導など、大規模災害以外の役割も担っているため、原文のとおりとします。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
38	防災危機管理部	危機管理課	基本計画	2-2-1	49	<p>(2) 消防団活動の推進 (49ページ) (5行目) ・地域の消防力を充実・強化するために、消防法第25条第2項（応急消火の協力義務者）として、消防法第36条の3第1項の規定から、消防団員等の公務災害補償を周知して、消防団と自主防災組織（町内会・企業）、常備消防などとの連携を推進します。</p> <p>●（町内会・企業）・消防法第25条第2項（応急消火の協力義務者）として、消防法第36条の3第1項の規定から、消防団員等の公務災害補償を周知して、を付け加える。</p> <p>【理由】 上記の目的（4行目）と同じ理由です。</p>	<p>・消防活動等における身体的損害を補償する公務災害補償の周知は、消防団と自主防災組織、常備消防等との連携の推進に直接つながるものでないことから、原文のとおりとします。</p>
39	防災危機管理部	危機管理課	基本計画	2-2-1	49	<p>・49P (2) 消防団の再編に関して記述がありますが、人口減少や高齢化の進行から消防団の役割の見直しが必要になってきていますので消防団の役割の見直しを記述してください。</p>	<p>・消防体制の整備のうち消防団活動については、消防団の役割の見直しによらず、消防団の適正配置や処遇改善などにより、消防団員を確保し、地域消防力の維持を目指すこととしています。その中で、より刻画的な運営に向けて改善すべき点は改善を図っていきます。</p>
40	防災危機管理部 総務管理部	市民安全課 総務管理課（市民相談センター・消費生活センター） 広報対話課	基本計画	2-2-2	50	<p>・51P (1) について、広報による市民に対する啓発が必要ですので追記してください。</p>	<p>・市民への普及啓発を含め、市政運営における情報提供は、各広報媒体の特性をいかし、市民へ適時適切に発信していくことを73ページの施策「3-2-2多様な市民活動の促進」において記載しています。</p> <p>・本計画においては、市民一人一人に向けた普及啓発の取組について、施策の推進に当たり、特に注力すべきものについて記載することとしているため、当該施策においては、記載を割愛しています。</p>
41	農林水産部	農村振興課	基本計画	2-4-1	61	<p>・61P (1) について、60Pにおいて農地や里地里山の荒廃について記述していますがこれに対する施策の記述がありません。生物多様性の観点だけでなく自然災害の防止の観点から農地や里地里山の保全について記述する必要があります。</p>	<p>・農地や里地里山の荒廃の原因の一つとなる、中山間地域における住民の高齢化や農業者の後継者不足への対応については、施策「4-3-1農業の振興」における施策の柱「4-3-1 (1) 担い手の確保・育成」、「4-3-1 (2) 生産基盤の強化・充実」で記載しています。</p> <p>・また、自然災害の防止の観点については、施策「4-3-2林業・水産業の振興」における施策の柱「4-3-2 (2) 森林・水産資源の保全・活用」で、多面的機能の一つとして記載しています。</p>
42	自治・市民環境部	生活環境課	基本計画	2-4-2	62	<p>・62P 成果指標に家庭ごみの排出量を加えてください。また、全市クリーン活動参加者数ではなくクリーン活動で収集したごみの量としてください。</p>	<p>・「2-2-3快適な生活環境の保全」の「市民1人当たりのごみ排出量」と「2-4-2地球環境への負荷が少ない社会の形成」の「事業系ごみの排出量」を管理することが、「家庭ごみの排出量」の管理につながることから、新たに指標の追加は行わないこととします。</p> <p>・なお、「市民1人当たりのごみ排出量」の成果指標は、計画の記載内容を整理する中で、「2-2-3快適な生活環境の保全」から「2-4-2地球環境への負荷が少ない社会の形成」の指標に変更して設定します。</p> <p>・全市クリーン活動の参加者数については、環境美化活動等に主体的に取り組む事業者、市民活動団体等が増えていることを示す指標として適切であると考えられることから、現行のとおりとします。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
43	自治・市民環境部	共生まちづくり課	基本計画	3-1-1	64	・64P ありたい姿に「門地」とありますが、わかりにくいので他の言葉に言い換えてください。	・当該施策における「ありたい姿」においては、「出身、性別、年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、全ての人が認め合い、互いを尊重しながら、自分らしく生きることができる、誰一人取り残されない社会となっています。」と記載しています。
44	自治・市民環境部	共生まちづくり課	基本計画	3-1-1	64	・64P 成果指標の%表示の3指標の目標値が低すぎます。バックカスティング思考からもっと目指すべきところの指標にする必要があります。	【成果指標の見直しに係る共通事項のとおり】 ・「人権・同和問題に関する正しい理解度」の目標値については、計画期間内に市民の4人のうち3人が正しい理解をしている状態まで改善することを目指すものであり、現行のとおりとします。
45	自治・市民環境部 産業観光交流部	共生まちづくり課 産業政策課	基本計画	3-1-2	66	・66P 成果指標の目標値が低すぎます。3つとも少なくとも60%程度にする必要があります。	【成果指標の見直しに係る共通事項のとおり】 ・「男女の地位の平等感」及び「市の女性窓口の認知度」の目標値については、計画期間内に国や県と同水準まで改善することを目指すものであり、現行のとおりとします。
46	自治・市民環境部	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)	基本計画	3-1-2	67	・67P (1)で、幅広い分野の多くの人たちに向けて意識啓発を行う、としていますが、どのような人たちを想定しているのでしょうか。この意識啓発はすべての市民に向けて行う必要があると考えます。	・ご意見のとおり、男女共同参画に向けた意識の向上は、世代を問わず、家庭や地域、企業（職場）など社会の幅広い分野の人に向けて取り組むこととしています。
47	自治・市民環境部 産業観光交流部	共生まちづくり課 産業政策課	基本計画	3-1-2	67	・67P (2)で、意識啓発に取り組みます、としていますが、誰に向けてどのような意識啓発を行うのでしょうか。ワークライフバランスはすべての市民の理解がないと進みません。この意識啓発もすべての市民に向けて行う必要があると考えます。	・ご意見のとおり、女性活躍・女性参画の促進に向け、市内事業者のほか、市民一人一人に各種制度の周知や意識啓発していくことは不可欠であると考えています。
48	企画政策部 自治・市民環境部	企画政策課 自治・地域振興課 共生まちづくり課	基本計画	3-2-1	70	ありたい姿では「地域で抱える課題を「自分事」として捉えて行動」という記述がある。 目標では「主体的に活動しています」という記述がある。 誰もが活躍できるまちを目指すうえで、大切なことが書いてあるとは思いますがどうしても「自分事」として捉え行動することが難しい。 人口減少が進み、共働き世帯も多く、各家庭でそれぞれ事情を抱えている中で、自分事として捉え主体的に活動することは、とても難しく、どこかで無理をして参加することになりそうだと思う。 無理して参加していると、今後の継続したコミュニティの充実に繋がらないと思う。 無理して参加するのではなく、気軽に参加できるような場づくりができないか。 該当ページ・該当箇所：70ページ・ありたい姿、目標	・市としても、人口減少の進行や市民の価値観が多様化する中で、持続可能な社会を構築していくためには、まちづくりの中核を担う人材を育成していくことは課題であると捉えています。 ・このため、活動人口の創出（ヒューマン）を重点テーマとして掲げ、あらゆる分野において、地域に対する誇りや愛着を持ち、地域や地域の人と関わりながら生き生きと活動する人材を育むことに力を注いでいくこととしています。 ・ご意見のとおり、こうした人材を一人でも増やしていくためにも、まずは、自分自身でできることから無理なく続けてもらうことが大切であると考えています。そのために、例えば、市民と市政に関する情報の共有化を図ることで市民がまちづくりに参画しやすい環境を整備していくことや、若者のまちづくりへの参画に向けて、若者同士の交流を促進していくことなど、まちづくりに無理なく参画してもらえる環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
49	自治・市民環境部	自治・地域振興課	基本計画	3-2-1	70	<p>・70P 地域おこし協力隊の成果指標の目標値の設定が間違っています。地域おこし協力隊の制度は3年後にはその地域に移り住んでいただくことを目的にしていますので目標値は90~100%にする必要があります。現状値の40%に大きな問題があります。なぜ定着率が低いのか、行政の在り方に問題があります。徹底的に原因を究明して現状を改革してください。</p>	<p>【成果指標の見直しに係る共通事項】のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指標の目標値は、計画期間内に国と同水準まで改善することを目指すものであり、現行のとおりとします。 ・なお、地域おこし協力隊の定住率向上に向けた取組については、これまでの課題を整理した中で、地域の将来ビジョンや隊員の任務を明確に定めるとともに、現地見学時に隊員希望者と地域の思いをそれぞれ確認し合いながら、地域への定住に向けた退任後の生計基盤の確保についても提案するなど、隊員の活動だけではなく生活全般をサポートする体制整備が重要であると改めて認識し、所要の対応をしているところです。今後も引き続き、定住率の向上に向けて現状の分析を行いながら、対策を講じていきます。
50	自治・市民環境部	自治・地域振興課	基本計画	3-2-1	70	<p>・70P 自主審議をする地域協議会数を指標にしていますが、この指標は削除してください。地域協議会が自主審議をするのは当たり前のことで、これを指標にする考え方が間違っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ、当該指標を削除します。
51	自治・市民環境部	共生まちづくり課	基本計画	3-2-1	70	<p>・70P 市民参加の割合が低すぎます。まちは市民参加でつくっていくべきものです。少なくとも60%台にする必要があります。</p>	<p>【成果指標の見直しに係る共通事項】のとおり</p>
52	自治・市民環境部	共生まちづくり課	基本計画	3-2-2	71	<p>・71P (3)で、話し合いを働きかけるなど、としています。が、いままでに実施した実績はあるのでしょうか。「働きかけるなど」のなどは何でしょうか。具体的にどのようなイメージを持っているのかの概略を記述してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「働きかけ」については、町内会などの地域コミュニティによる活動の活性化や課題解決に関する話し合いを行う場合、話し合いの進め方など不安がある場合は、希望に応じて、各々の相互理解を促しながらスムーズな合意形成を進めていく進行役（ファシリテーター）の派遣を行うことを想定しています。 ・また、総合計画においては、まちづくりを進める大局的な視点から、各施策の方向性を示すものであることから、個別具体の記載はしないこととし、原文のとおりとします。
53	企画政策部	企画政策課	基本計画	3-2-2	72	<p>・72P 市民参加の指標は71Pの指標とダブっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再掲として設定している成果指標であり、そのことを明確にするため、項目名の末尾に【再掲】の文字を付すこととします。
54	自治・市民環境部	共生まちづくり課	基本計画	3-2-2	72	<p>・72P 登録団体数を指標としていますが、市民活動団体を増やす活動をしているのでしょうか。ボラセンの活動は人員を配置していること位しか見えません。ボラセンの役割をもっと市民に知ってもらう必要があります。ただ市民が相談に来るのを待っているだけではダメです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO・ボランティアセンターで取り組んでいる、市民活動の紹介やボランティアの募集、マッチングを通じて、市民活動に参加する人を増やしていくことで、市民活動団体数の増加につなげていきたいと考えています。 ・ご意見にあるように、NPO・ボランティアセンターの存在や取組に関して広く市民に知ってもらう必要があると認識していることから、情報発信の一層の強化に努めていきます。

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
55	自治・市民環境部 企画政策部	共生まちづくり課 企画政策課	基本計画	3-2-2	73	<p>・73P（1）で、市民活動の促進を図る、取り組みを支援する、とありますが促進や支援の方向を示してもらいより分かりやすくなります。</p>	<p>・施策の柱「3-2-2-1市民活動の支援」において、市民が自主性と主体性を持ち、身近な分野の公共的な課題を解決する行動を起こしやすいよう、市民活動やボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートなどにより、参加する人の裾野を広げるとともに、様々な市民活動の促進を図る旨の方向性を記載しています。</p> <p>・総合計画においては、まちづくりを進める大局的な視点から、各施策の方向性を示すものであることから、個別具体の記載はしないこととし、原文のとおりとします。</p>
56	自治・市民環境部	共生まちづくり課	基本計画	3-2-2	73	<p>・（2）で、協働と言っていますがこの言葉が使われてから久しく、最近では行政の側からこの言葉が聞かれなくなりました。市民協働係が何をしているのかをほとんどの市民は知りません。このような現状から協働とは何かの説明をつける必要があります。</p>	<p>・「連携、協働・共創」に関する記載は、114ページの「第1節 計画の推進に向けた視点（2）連携、協働・共創の推進」に記載しています。</p> <p>・なお、計画書の巻末に作成する用語解説において、説明を加えることとしています。</p>
57	総務管理部 企画政策部 自治・市民環境部	広報対話課 企画政策課 共生まちづくり課	基本計画	3-2-2	73	<p>・（2）で、意見交換しやすい環境をつくる、としていますが、行政自ら意見交換の場を作っていく必要があります。環境を作るという表現からは行政が積極的に行動するイメージはつかめません。</p>	<p>・市政運営を行う上で、必要に応じて各取組ごとにワークショップを開催するなど広く市民と意見交換できる場を設けるほか、市民との対話集会などを通じ、幅広い市民の意見やニーズを聴取し、施策の立案、改善につなげていきたいと考えており、「環境づくり」では、それらの取組を想定しています。</p> <p>・また、「協働」という視点からは、市民と行政が話し合う機会が少ないことを課題として捉えているため、普段から市民と行政が話していける関係性となるよう、全庁内に働きかけを行っていきます。</p>
58	総務管理部	広報対話課	基本計画	3-2-2	73	<p>・（2）で市政情報を適宜適切に発信する、としていますが、広報上越が月1回の発行になり、しかも原稿の字数制限をされて大勢の市民をはじめとして行政の人たちも不便を感じている現状からはとても適宜適切になされているとは思えません。見直しを強く求めます。</p>	<p>・広報上越の発行回数の見直しは、インターネットの普及により市民の情報収集の手段が多様化している状況を踏まえつつ、広報紙配布に係る町内会の負担軽減を望んでいた町内会長の皆さんの意見もお聞きした上で、検討を重ね、令和2年度より月1回としたものです。</p> <p>・また、発行回数が月1回になったことによって、1号あたりのページ数が過大に増えることがないように、掲載内容を精査するとともに掲載報法を工夫することにより、平均30ページ以下となるよう作成しています。</p> <p>・このほか、発行回数を見直しと合わせて、市民にも広く普及しているSNSのLINEとTwitter、YouTubeにそれぞれ市公式アカウントを開設し、市の一次情報を、直接かつ即時に市民にお届けするという、それまでになかった新たな手法による情報発信を開始しました。</p> <p>・発行回数を見直しについては、町内会関係者からは歓迎する声を聞いているほか、市民の声ポストや市ホームページのお問合せなどへも、月2回発行に戻してほしいという声はいただいていることから、現在の取組の中で、引き続き適時適切な情報発信に取り組んでいきます。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
59	自治・市民環境部	自治・地域振興課	基本計画	3-2-3	75	<p>・75P 移住定住促進には移住希望者に丁寧に相談に応じ対応することが肝要です。そのためには相談体制を充実させる必要があります。コンシェルジュの人員を増やす必要があります。一人で対応できることではありません。地域おこし協力隊の皆さんの協力が必要です。地域おこし協力隊を各区1名以上配置して、利用できる空き家の把握や空き家利活用希望者への相談、移住希望者と地域町内会とを結びつける役割、移住希望者に寄り沿った相談などを担ってもらい体制づくりが必要です。</p>	<p>・相談対応については、自治・地域振興課内に設置している「上越市ふるさと暮らし支援センター」をワンストップ窓口とし、移住・定住コンシェルジュを含む担当係内の職員が連携して移住検討者からの相談をお受けしており、相談内容に応じて、関係課や各区総合事務所、関係団体等と連携し、きめ細やかで丁寧な相談対応に取り組んでいます。</p> <p>・コロナ禍以降、相談件数は増加傾向にあるものの、担当課での対応や関係課等との連携により適切に対応しているものと認識しており、移住・定住コンシェルジュを増員することは現段階では考えていません。</p> <p>・地域おこし協力隊制度については、希望や目的を持った有為な人材と導入を希望する地域とが結びつくことで生まれる相乗効果が地域活性化につながるものと認識しており、各区一律に1名以上配置することについては、現段階では考えていませんが、引き続き、担い手や後継者不足が顕在化している状況を踏まえる中で、地域課題の解決につながる新たな活用についても検討していきます。</p>
60	総務管理部 産業観光交流部	人事課 産業政策課	基本計画	4-1-4	82 83	<p>ありたい姿で「誇りややりがい、向上心を持って仕事をしていきます」現状で「就労機会の拡大と就労支援に取り組む」施策の柱（2）雇用環境の向上で「やりがいや充実感を感じながら働き」、「雇用のミスマッチの解消」という記述がある。</p> <p>これらの記述の「誇りややりがい、向上心、充実感」よりもまずは生活し続けられる就労である必要がある。納得して働ける待遇で、一人でも暮らし続けられる求人が上越市でもっと多くなると良い。市職員の中でも、会計年度任用職員が多く存在するが、会計年度任用職員は任用期間が決まっている。</p> <p>任用期間が終わり、今後も働き続けたい場合はまた採用試験を受けることになり、給与もそれ以上上がっていかない。そのため、やりがいや向上心につながりにくいと考える。会計年度任用職員は専門的な業務を行っていても、正規職員と比べると待遇が悪く、どれだけ頑張っても給与や賞与などにほぼ反映されない。また、会計年度任用職員の中には、任用期間が中断する職員もあり、その間は勤務がないため、他の職を探す等となる。納得して働いているとは到底言えない。</p> <p>まずは、市職員も含め全ての市民が働き続けたいと思える求人が増えるような施策を期待する。</p> <p>該当ページ・該当箇所：82ページ・ありたい姿、現状、83ページ・施策の柱（2）雇用環境の向上</p>	<p>・多種・多様な魅力ある働く場の確保について、施策「4-1-2企業立地・物流拠点化の推進」、施策「4-1-3新産業・ビジネス機会の創出」において記載しています。</p> <p>・また、働き方の多様化が進む中、性別・年齢に関わらず、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが生き生きとやりがいをもって働くことのできる魅力ある職場づくりが求められていることから、市をはじめ、市内事業者等への雇用環境の向上に資する各種制度の周知や意識啓発に取り組んでいくこととしています。</p>
61	産業観光交流部	観光交流推進課	基本計画	4-2-1	84	<p>・84P 成果指標の目標値が低すぎます、50%以上を目指す必要があります。市民が皆で観光のお客様を迎え入れるという機運の醸成が必要だからです。</p>	【成果指標の見直しに係る共通事項】のとおり
62	産業観光交流部	観光交流推進課	基本計画	4-2-1	85	<p>・85P 3つのエリアを柱に、とじていますが、「3つのエリアを中心に市全体の魅力を高めていく取り組みを進めていきます。」とさせていただきます。今の記述だと3つの柱で終わってしまう恐れがあります。</p>	<p>・市では、通年観光の実現に向け、高田・直江津・春日山の3つのエリアについて来訪者を受け入れる環境を集中的に整備することとしています。</p> <p>・これと合わせ、別の実施する観光の取組と連携を図りながら、全市的な人の流れ・交流を生み出していくことで、来訪者の滞在時間を増加させ、経済効果を高めていきたいと考えています。</p> <p>・このことから、ご意見を踏まえ、該当箇所を「高田・直江津・春日山の3つのエリアを柱に、それぞれの地域で育まれてきた歴史や文化等の地域資源をいかし、地域一体となって年間を通じて来訪者を受け入れる環境づくりに取り組み、市全体の人の流れ・交流を生み出します。」に修正します。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
63	産業観光交流部	観光交流推進課	基本計画	4-2-1	85	<p>・ 85P （1）関連、現状で「市全体の魅力を感じられる仕組みが整っていない」としていますので、市全体での取り組みという概念が必要です。また、通年観光プロジェクトにおいては施設や景観整備のハード中心の話になっていると思われませんが、観光に必要なのはハードよりもおもてなしの心です。この点が抜けています。観光の重要要素である体験する、飲食する、お土産を買う、という点の改善に力をいれていく必要があります。</p>	<p>・ 施策の柱「4-2-1-（1） 当市ならではの観光地域づくり」において、市民や事業者の観光マインドの醸成、受け入れ態勢の充実についての取組の方向性を記載しており、推進を図っていくこととしています。</p>
64	産業観光交流部	観光交流推進課	基本計画	4-2-1	85	<p>・ 観光振興の必要性はすべての地域の人たちが感じており、日々努力しています。市長は頑張っている人達を応援すると言っており頑張っていない人たちがいるようなニュアンスを感じますが、地域の皆さん全員が頑張っているのです。この人たちの頑張りを支援する仕組みが必要です。そのための新しい制度を作ってください。</p>	<p>・ 当市では、観光振興に取り組む担い手同士の横のつながりの強化や、市内の観光資源をいかした新たな事業の創出をサポートする「観光地域づくり実践未来塾」のほか、新サービスの開発やDX・IT化等の新たな成長に踏み出す事業者を支援する「中小企業者等イノベーション推進補助金（観光コンテンツ形成推進事業）」などの取組を行っています。 ・ 今後も、市民や事業者の生の声をしっかりと聞きとりながら、社会情勢等の動向も踏まえ、必要な支援策を適宜検討していきます。</p>
65	産業観光交流部	観光交流推進課	基本計画	4-2-1	85	<p>・ 佐渡金山の世界遺産登録の記述がありますが、上越市も佐渡の振興に協力する姿勢が必要です。佐渡の振興があって上越へのお客さまも増えるのです。佐渡汽船乗り場への利便性向上、宿泊施設の充実、おもてなしマインド醸成のことの記述が必要です。特に市民のおもてなしマインド醸成の記述は欠かせません。</p>	<p>・ 施策の柱「4-2-1-（1） 当市ならではの観光地域づくり」において、市民や事業者の観光マインドの醸成、受け入れ態勢の充実についての取組を記載しています。 ・ また、「4-2-1-（2） 広域交通網をいかした広域周遊観光の推進」において、広域交通網をいかした広域的な周遊・滞在交流型観光の促進に向け、佐渡市をはじめ近隣自治体や北陸新幹線の沿線自治体などと連携し、取り組んでいくことを記載しています。</p>
66	農林水産部	農村振興課	基本計画	4-3-1	88	<p>・ 88P 成果指標で猟友会への入会者数を上げていますが、猟友会の会員数を指標としてください。会員数を一定数保つことが重要だからです。</p>	<p>・ 猟友会の現体制（会員数）を将来にわたり維持していくために、より具体的な獲得人数を目標として設定していることから、現行のとおりとします。</p>
67	健康子育て部	健康づくり推進課	基本計画	5-1-1	94	<p>・ 94P 乳幼児健診の受診率の目標値がなぜ下がるのか。100%にできないのか。市民の割合も上げるべきで、世帯数はゼロにすべきです。</p>	<p>【成果指標の見直しに係る共通事項】のとおり ・ 「乳幼児健診の受診率」については、医療的ケア児等、受診することができない方が一定程度おり、現状はそうした方を除き、ほぼ全ての方が受診している状態であることから、現状値を維持する目標としています。 ・ 「児童虐待に関する支援を要しなくなった世帯数」については、経過観察の期間を延長するなど、より丁寧に対応することと数値の改善が連動しないことから、目標として適切でない判断し、削除することとします。 ・ なお、代替として、虐待の早期発見等により、児童の生命や健康・成長等に重要な影響にある世帯が減っていることを示す指標である「児童虐待に関する支援が必要な世帯のうち、緊急度の高いケースの割合」を設定します。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
68	福祉部	すこやかなくらし包括支援センター	基本計画	5-1-1	95	・95P（3）で、虐待防止や早期発見のためにはすべての市民の協力が必要であり、そのための啓発が必要です。考え方が違っています。	・ご意見を踏まえ、「・子どもへの虐待を防止するため、出前講座の実施などを通じて周知啓発に取り組むほか、関係機関と連携し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。」に修正します。
69	健康子育て部	こども課	基本計画	5-1-1	95	・95P（3）で、子どもの権利に関する知識はすべての市民に必要であり、そのための啓発が必要です。考え方が違っていています。	ご意見を踏まえ、記載内容を「・子ども、保護者、地域住民、子どもとの関わりを持つ組織・団体等に向けて、子どもの権利に関する知識の普及と意識の啓発に取り組みます。」へ修正します。
70	福祉部 健康子育て部	こども発達支援センター すこやかなくらし包括支援センター 健康づくり推進課 こども課	基本計画	5-1-1	94 95	目標で「個々の家庭環境に寄り添った支援」という記述がある。その目標を達成するための施策だと思うが、「こどもセンター、子育てひろばを設置・運営」「ファミリーサポートセンター事業」「こども発達支援センターにおいて子どもの療育や保護者の相談対応」が施策の柱にある具体的な支援だと理解した。本当の意味で個々の家庭環境に寄り添った支援にするためには、各種機関に相談にくるのを待っている受け身の姿勢ではいけないと考える。 アウトリーチのような子育て支援ができないか。 該当ページ・該当箇所：94ページ・目標、95ページ・施策の柱	・当市では、母子保健の充実として、母子保健法に基づき、「妊産婦新生児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん訪問」等の取組を実施しており、出生児の99%以上に家庭訪問による、妊娠・出産・育児等に必要な指導や子育て相談を行っています。 ・あわせて、母親自身がセルフケアできる力をつけ、すこやかな育児ができるように支援するために新生児訪問等を通じて必要と思われる家庭に対して「アウトリーチ型産後ケア事業」の取組を実施しているところです。 ・また、こどもセンター（子育てinfo）では、企業向けにアウトリーチ型の子育て情報の発信を積極的に行っています。 ・これらの取組を通じて、引き続き、妊娠期から育児期まで、切れ目のない子育て支援に努めていきます。
71	健康子育て部	保育課	基本計画	5-1-2	96	成果指標の「待機児童数」が0人（R3）となっている。しかし年度途中で入園できない場合があると聞いた。本当に待機児童数は0人で良いのか。 年度途中で入園できなかった児童も待機児童数に入るのではないのか。 本当に困っているのは、現在は数に入っていない年度途中に入園できない児童や、その家庭なのではないだろうか。 仮に現在の待機児童数を0人とするならば、更に子育て環境の充実をはかるため、他の成果指標が必要になると考える。 該当ページ・該当箇所： 96ページ・成果指標	・ご意見のような、年度途中で入園を希望し、いずれの保育園にも空きがなかったことにより入園できなかった児童は、待機児童として取り扱うこととしています。 ・なお、当市では、全体の保育需要を上回る保育定員を確保していることから、「待機児童数0人」は目標ではなく、前提とすべきものであると判断し、成果指標から削除します。 ・また、保育サービスの充実を図る指標について、不足なく利用できる状態にあることを定量的に評価できる項目の設定は困難であることから、代替の指標の設定は行わないこととします。
72	健康子育て部	保育課	基本計画	5-1-2	97	・97P 保育士の配置について、国の配置基準では十分な保育環境が維持できません。国の基準を上回った配置が必要です。それが子育て日本一を目指す上越市の姿勢だと思います。	・当市では、国の配置基準を上回る保育士の配置を行っており、国基準では1歳児6人につき1人以上としているところ3人につき1人以上、また、3歳児20人につき1人以上としているところ15人につき1人以上の保育士を配置することにより、手厚い保育を提供しているところです。 ・上記を踏まえた上で、今後も更なる子育て環境の充実に向け、保育士の確保に取り組んでいく趣旨を、施策の柱「5-1-2-（1）保育園等の充実」に記載しています。

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
73	健康子育て部	保育課	基本計画	5-1-2	96	<p>施策の柱で、保育園等の充実、多様な保育サービスの提供が上げられている。</p> <p>成果指標で「放課後児童クラブを利用する保護者の満足度」がある。</p> <p>成果指標に「保育園や多様な保育サービス等で働く職員の数」があっても良いと思う。</p> <p>保育園や多様な保育サービス等で働く職員の数が増えると、保育ニーズの多様化に対応できるように思う。</p> <p>成果指標に「保護者の満足度」だけでなく「働いている側」の指標もあると、子育て環境の充実がよりはかられると考える。</p> <p>該当ページ・該当箇所：96ページ・成果指標、97ページ・施策の柱</p>	<p>・保育士数については、配置基準による配置を基本としつつ、特別な配慮が必要な児童への対応や、新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症対策にかかる衛生管理への対応など、保育ニーズに対応するための適正数が各施設の状況によって異なり、定量的な評価が困難であることから、指標の設定は行わないこととします。</p>
74	教育委員会	学校教育課	基本計画	5-2-1	99	<p>目標や施策の柱（2）特色ある学校教育の推進の中に「学校と地域が一体となり」「学校・家庭・地域が連携・協働」「学校と地域が話し合っ共有」「学校・家庭・地域の連携を更に強化し」という記述がある。</p> <p>とても大切なことであると思うが、現状では教員に過度な負担となり難しい部分もあるように思う。</p> <p>どこかに無理がある状況では、継続していくことは難しいと思うので、連携や協働がしやすくなる仕組みづくりが必要だと思う。</p> <p>言葉では簡単に書けるが、実際の学校現場では具体的に「なぜ行うか」、「いつ、誰が、どのように行うか」など詳しく決まり実行に移せるようにするまで、かなりの人手や労力が必要だ。</p> <p>教員ばかりに押し付けるような施策にならないように期待している。</p> <p>該当ページ・該当箇所：98ページ・目標、99ページ施策の柱（2）特色ある学校教育の推進</p>	<p>・未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校だけではなく地域ぐるみで子供たちを育てていくことが重要と考えています。</p> <p>・そのため、学校運営協議会や学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの積極的な活用により、特色ある学校づくりを進めていきます。</p>
75	教育委員会	教育総務課 学校教育課	基本計画	5-2-2	100	<p>現状で「上越市小中学校適正配置基準及び上越市学校施設長寿命化計画に基づき、子どもたちの望ましい学習環境を確保していく必要があります」という記述がある。</p> <p>学校現場では、学校によって備品も違って、丸付けに使うペンなども用意されていないことがある。本当に業務で必要なものであっても、学校の予算が少なく、教員が私費で購入していることもある。</p> <p>子どもたちの望ましい学習環境を確保していくためには、学校業務で必要な物品を購入できる予算となるようにしてほしい。</p> <p>該当ページ・該当箇所：100ページ・現状</p>	<p>・教育委員会では、各学校で必要な予算についての調査を行いながら、必要な備品や消耗品を購入できるよう対応しています。今後も、学校現場の声をお聞きしながら、必要な予算を確保していきます。</p>
76	教育委員会 自治・市民環境部	社会教育課 共生まちづくり課	基本計画	5-3-1	103	<p>・103P（1）現状において「学習団体の減少傾向やメンバーの固定化が見られ、新たなグループの結成も活発とは言えない」としていますが、これへの施策は学習機会の提供、学習活動の支援、学習環境の提供しかありません。なぜ団体が減少し、メンバーが固定化して新しいグループが出来ないのかという原因分析が必要であり、これを踏まえてのより積極的な一歩踏み込んだ対策が必要です。市民活動団体への経済的支援制度を検討してください。</p>	<p>・今回の計画策定に当たり、市民との意見交換を行う中で、まちづくりの推進に向けては、市民や地域自らが主体となって、「何をすべきか」、「どのような地域にしていきたいか」を考え、自分事として取り組んでいくことが重要との意見を多数いただいています。</p> <p>・その中で、行政に対しては、経済的な支援を求めるよりも、総じて活動へ取り組むきっかけづくりや団体同士がつながるきっかけづくりを求める声が多かったと受け止めています。このことから、自らの発意で主体的に行動する市民やグループを増やし、市民同士の出会いや交流の促進を図っていきたいと考えています。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
77	教育委員会 企画政策部	社会教育課 文化振興課	基本計画	5-3-3	106	<p>・106P 成果指標に新規市展出品者数を上げていますが、これを指標とすることには違和感があります。ほとんど趣味の世界であり市展が市民のためのものになっていないからです。むしろ、文化活動団体数を指標にした方が良いと思います。文化活動は生きがいづくりや健康増進、気持ちの活性化に広く役立つからです。</p>	<p>・市展（上越市美術展覧会）は、審査員による審査を伴う公募展であり、市民が行う文化・芸術活動の成果の発表や鑑賞の機会として一定の役割を果たしています。このことから、市展への新規出品者数は、文化・芸術活動に取り組む市民の裾野が広がっていることを示す指標として設定したものです。</p> <p>・また、文化活動団体数については、「文化活動団体」の定義付けが困難であることや、SNSの普及等により、各種団体の活動の場が多様化し、正確な実態を把握することが困難であることから、指標には適さないと考えています。</p>
78	企画政策部	企画政策課	基本計画	重点テーマ	108	<p>・108P 重点テーマについて、重点テーマを設定したことはこれが総合計画の柱になりすべての施策の共通概念になることからとても良いことだと考えます。ただし、それぞれの重点テーマには取り組みの例の記載がなく施策の柱の記述がないために方向が定まっています。このままだと重点テーマが宙に浮いています。4つの重点テーマ毎に施策の柱を記述するか、施策の柱を記述してそれが主として基本目標別のどの施策に該当するかを表示するとわかりやすくなります。</p>	<p>・「重点テーマ」は、人口減少の進行など、当市が直面する重要課題に対し、限られた財源や人材などの行政資源を有効活用しながら、5つの基本目標に基づく政策・施策を横断的かつ重点的に推進していく観点を示したものです。</p> <p>・計画の実行段階においては、社会経済環境の動向など、新しい要素を取り込みながら、必要となる事業の立案や強化・拡充を図っていくこととしているため、現時点では、基本計画に定める各施策の取組の中から、重点テーマに関連するものを抽出・整理し、「主な取組の方向」として記載しています。</p>
79	企画政策部	企画政策課	基本計画	重点テーマ	111	<p>「人や地域のつながりの重要性が改めて認識されています」という記述があるが、本当にそうなのか。</p> <p>「地域の助け合い・支え合いの力が弱まるなどの課題が顕在化」という記述もあるが、地域の助け合い・支え合いの力が弱まることになった背景を考えると仕方がないように感じる。</p> <p>私自身、自分のことで手いっぱい、地域の助け合い・支え合いのコミュニティに参加することが難しいと感じている。</p> <p>人口減少・少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化という背景がある中で、無理なく続けられるコミュニティ活動でなければならぬと思う。</p> <p>111ページを読んでいると、様々な背景があっても、無理してでも、地域自らが自分事として活動してほしいという風に捉えられて、読んでいて自分は難しそうだなと思った。</p> <p>該当ページ・該当箇所：111ページ</p>	<p>・地域における暮らしに安心感と信頼感を与える、人のつながりや支え合いは、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）と呼ばれ、市民の暮らしや地域の活力を支える重要な社会的インフラと捉えることができます。</p> <p>・こうした、つながりや支え合いの仕組みが整う中で、多様な主体が手を取り合い、地域の課題を主体的に捉え、その解決や新たな価値の創出に向けて行動していくことが重要であると考えています。</p> <p>・それらの行動は、ご意見のとおり、無理なく続けられるものであることが大切であると考えています。例えば、地域で子どもへの声かけ、見守りを行うこと、地場産野菜を購入することで地域の生産者とつながること、地域のイベントに参加している人と交流することなど、それぞれの立場で取り組めることは様々なものがあるという考えの下、重点テーマの「コミュニティ」の取組を記載しています。</p>
80	企画政策部	企画政策課	基本計画	計画の推進に当たって	114	<p>「市民起点」とあるが、どうすれば市民が主体になれるかが分からない。</p> <p>私自身、自分のことで手いっぱい、自分の生活ばかり考えてしまっていて、まちづくりの主役になれているとは思わない。</p> <p>現時点でまちづくりの主役になれていると思っていない市民でも、この総合計画が進む中でまちづくりの主役だと感じられるような工夫がほしい。</p> <p>まずは、市民が気軽に参加できるような、参加したくなるような機会ができると嬉しい。</p> <p>該当ページ・該当箇所：114ページ・（1）市民起点による取組の推進</p>	<p>・まちづくりに向けた市民一人一人の行動は、無理なく続けられるものであることが大切であると考えています。例えば、市や各種団体、地域が取り組むイベント等への参加も、その一助になると捉えています。</p> <p>・そのような中、市政運営においては、市民の立ち位置に身を置き、対話と共感を得ながら課題に対する有効な解決策を見出していくこと、また、様々な主体との連携や協働・共創を推進することにより、市民一人一人の大小様々な行動をまちづくりにつなげていくこととしています。</p> <p>・この度の総合計画の策定に当たっては、グループインタビュー、まちづくり市民意見交換会、学生ワークショップ、小中学生のまちづくり標語などの取組を通じて、多くの市民の意見を聴取し、まちづくりへの関心や参画を促す取組を工夫してきました。</p> <p>・引き続き、計画の実行段階においても、こうした姿勢の下で、各種の取組を推進してまいります。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
81	企画政策部	企画政策課	基本計画	計画の推進に当たって	114	<p>・114P 市民起点と連携・協働・共創について記述しており、これが市政運営すべてに共通する概念です。重要かつ肝心なことは、この概念をいかに実施し活かしていくかということです。市のすべての組織においてこの概念に沿って市政運営がなされるように不断に点検し検証していただくことが必要だと思います。</p>	<p>・計画の実効性と即応性を高めるため、施策・個別事業について、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じて進捗管理を行っていくこととしており、その過程を通じて、市民起点と連携、協働・共創の取組を一層推進していきます。</p>
82	企画政策部	企画政策課	基本計画	計画の推進に当たって	114	<p>・114P 市民起点と連携・協働・共創のためにはこの総合計画をすべての市民に知ってもらうことが不可欠です。市民にこの総合計画を知ってもらうために複数回の説明会を開催してください。</p>	<p>・本計画の普及啓発については、多くの市民がまちづくりに関心を持ち、共感を得ながら、共に将来都市像の実現に向けてまちづくりを進めていくことに向け、広報上越やホームページ等の各広報媒体を通じた情報発信に取り組みます。 ・また、分かりやすい概要版等を作成し、町内会や地域協議会等への周知をはじめ、中高生向けの出前講座を開催するなど、まちづくりを考える機会を設け、行動していくための気運の醸成を図っていくこととしています。 ・ご意見をいただきました説明会については、上記の取組の状況等を踏まえ、実施について検討していきます。</p>
83	企画政策部	企画政策課	基本計画	計画の推進に当たって	115	<p>・115P 3節に市民の声アンケートとありますが、どのような人を対象にどのように行うものなのか、回答率はどのくらいなのか等の説明が必要です。</p>	<p>・「市民の声アンケート」は、実施の際に社会潮流の変化等を踏まえ、設問の見直しを行っています。それに合わせて対象者や実施方法を決定することから、現時点で具体的に示すことはできませんが、定点観測により長期的な変化を見ることを目的とした設問もあることから、対象者数は従来と同様の5,000人規模を想定しています。 ・なお、令和4年1月に実施した「市民の声アンケート」の概要については、計画書の巻末に結果とともに参考資料として掲載する予定です。</p>
84	企画政策部	企画政策課	基本計画	計画の推進に当たって	115	<p>・115P 3節に毎年度進捗管理し計画期間終了時に評価検証する、とありますが、ある程度の評価検証は毎年度必要ではないでしょうか。</p>	<p>・前期・後期の基本計画に基づく施策・個別事業の進捗については、毎年度、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを通じて評価を行い、必要な取組の立案や改善につなげていきます。 ・また、政策・施策を含む計画全体の成果については、単年度で表れてくるものではないものと考えていることから、4年ごとの基本計画の期間終了時に、市民の声アンケート等を踏まえて評価・検証を行うこととしています。</p>
85	企画政策部	企画政策課	基本計画	計画の推進に当たって	115	<p>・115P 4節に既存の計画についてはその見直しに合わせて整合を図る、としていますが、総合計画はすべての計画の最上位計画ですので既存の計画は総合計画確定後速やかに整合を図る必要があるものと考えます。</p>	<p>・ご意見のとおり、各種個別計画は、本計画が示す基本構想、基本計画の考え方を適時・的確に反映する必要があるため、「既存の計画については、必要に応じて適切な見直しを行い、本計画と整合を図ります。」に修正します。</p>

No.	担当部局	関係課	該当箇所			パブリックコメント意見（原文）	市の対応（案）
			項目	施策等	ページ		
86	企画政策部	企画政策課	その他	—	—	<p>・第7次総合計画の策定に当たっては、市民の声アンケート、グループインタビュー、まちづくり意見交換会等を通じ、幅広く市民の意見を聴取し、反映を図ってきました。</p> <p>・今後は、多くの市民がまちづくりに関心を持ち、共感を得ながら、共に将来都市像の実現に向けてまちづくりを進めるために、本計画の内容を広報上越やホームページ等の各広報媒体を通じて、情報発信に取り組んでいくこととしています。</p> <p>・また、分かりやすい概要版等を作成し、町内会や地域協議会等に周知するとともに中高生向けの出前講座の開催するなど、まちづくりを考え、意見交換ができる機会を設けながら、まちづくりの気運の醸成を図っていくこととしています。</p> <p>・そのため、パブリックコメント制度を通じて意見をいただいた市民の皆様を対象に個別の意見交換会等を設ける予定はありませんが、ご依頼に応じて、職員が伺い、計画の説明や意見交換等を行います。</p>	
87	企画政策部	企画政策課	その他全体	—	—	<p>・計画の中で、特に住民が関与する箇所を、対面で、説明してはどうか。（当事者意識を持たせるため）特に、施策の柱として書かれてある中に、「町内会」が表現されている箇所がかなりあります。特に災害への対応になかに、多くあります。</p> <p>・P-43, P-45, P-51, P-53, P-71 少なくとも、これらの箇所を中心に、町内会グループ単位（町内会は市内に800程あるとのことであり、町内会グループであれば、その5分の1程度になるのではないかと）で対面で、2023年度（1年目）、中間の2028年度に実施してはということを提案する。上越市が一丸となって、第七次総合計画の完遂を目指すことを強く訴えるためにも、実現してほしい。</p> <p>・今後は、多くの市民がまちづくりに関心を持ち、共感を得ながら、共に将来都市像の実現に向けてまちづくりを進めるために、本計画の内容を広報上越やホームページ等の各広報媒体を通じて、情報発信に取り組んでいくこととしています。</p> <p>・また、わかりやすい概要版等を作成し、町内会や地域協議会等に周知するとともに中高生向けの出前講座の開催するなど、まちづくりを考え、意見交換ができる機会を設けながら、まちづくりの気運の醸成を図っていくこととしています。</p> <p>・ご意見の関係者等への説明については、上記の取組の状況等を踏まえ、実施について検討していきます。</p>	